

おもてなし

工業部会主催 視察研修会を開催

京都市右京区の株式会社最上インクス
久御山町のニューリー株式会社の2社におじゃましました



去る11月6日、工業部会主催の視察研修会が7名の参加のもと開催されました。

株式会社最上インクスでは、技術訴求よりも価値訴求「物作りの進化形を作る」を目指し、お客様の「これが出来たら」を集め素早く型にする事業展開や、下請けからの脱却を目指し「価格決定権を自社で持てる価値のあるモノを作り出す」を企業目標としている事などについて説明いただきました。

また、ニューリー株式会社では、技術経営（MOT）・得意技術を中心にオリジナル製品で勝負できる会社へとイノベーション（変革）を推進し、製品の価値より、画像の価値を上げる努力等について説明いただきました。

今回、視察研修をお世話になった2社共の共通点として、“イノベーション（変革）”とオリジナル商品がありました。そして何より自社商品への自信、プライドを従業員と共有されていたことが印象的でした。

平成25年 新年賀詞交歓会のご案内

新年を迎えるにあたり、宮津市・宮津商工会議所の共催により下記のとおり新年賀詞交歓会を開催いたします。

会員の皆さま多数のご来場をお待ち申し上げております。

記

【日時】平成25年1月4日(金) 午前11時より
【場所】みやづ歴史の館 文化ホール



クリーンはしだて 1人1坪大作戦 〔迎春 天橋立一斉清掃〕



新年を迎えるにあたって、今年も『クリーンはしだて1人1坪大作戦【迎春 天橋立一斉清掃】』が実施されます。

寒い中での実施となりますが、美しいふるさとを子供たちに残すため、また世界遺産登録にむけての皆さまのご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

【日 時】平成24年12月9日(日) 小雨決行

8:45 受付・清掃開始

【集合場所】文珠...小天橋 府中...船越

宮津産業ビジョン推進特別委員会よりご報告

当委員会では、将来の宮津市のビジネスチャンスに繋がる可能性のある分野について協議を行っており、農商工連携や6次産業化のアイデアやご意見をいただくために、去る6月と10月に京都府立海洋高等学校の生徒の皆さんにご協力いただきました。

10月の委員会では海洋高校を訪問し、施設見学や学校の取組みをプレゼンテーションを交えながらご説明いただきました。

また、生徒と当委員会合同でKJ法を使ったアイデア抽出を行い、積極的に色々な意見を発表される生徒の皆さんに委員メンバーから多くの感銘の声をいただきました。

京都府立海洋高等学校の皆さま、誠にありがとうございました。



平成24年度 空き店舗対策事業 出店事業所紹介

空き店舗対策事業は、市内の空き店舗の有効活用、活性化を目的に行っており、今年度は3店舗の募集に対し2件出店され、ご了承を得ました1店舗をご紹介します。

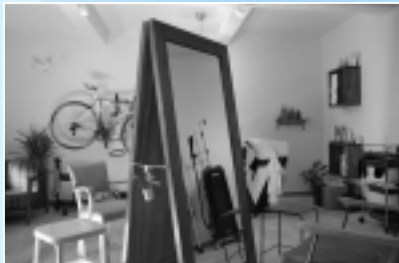
また、現在1店舗募集中ですので、宮津市内で出店をお考えの方は当所（TEL22-5131）までご連絡下さい。

NAVY-hair

宮津市字鶴賀2057 - 1 TEL 0772-45-1588

<http://navy2012.blog.fc2.com/>

平成24年9月3日 オープン



今冬の節電に向けた取り組みの協力について (お願い)



今夏の節電につきましては、当所の会員事業所の皆さまにもご協力を賜り誠にありがとうございました。

今冬につきましては、国及び関西電力から「数値目標を伴わない節電」の要請がありました。皆さまには、無理のない範囲で、引き続き、節電・省エネにご協力下さい。

詳しい今冬の需給見通し、節電対策方法については、関西電力HP (<http://www.kepco.co.jp/>) をご覧下さい。



お知らせ 体重体組成計をご利用下さい

当所では、昨年より取り組んでおります「健康づくり」事業の一環として、皆さまの健康管理のため、1階談話室に「体重体組成計」を置いております。

この体重体組成計は、体重・体脂肪率だけでなく、基礎代謝・骨格筋率、体年齢等についても表示されますので、当所へお越しの折には是非ご利用いただき、健康管理へお役立て下さいませようご案内申し上げます。



平成24年分年末調整改正点のお知らせ

生命保険料控除が改組されました。

新たに介護医療保険料控除が新設されました。(適用限度額4万円)

また、一般生命保険料、個人年金保険料については、契約時期が平成24年1月1日以後、平成23年12月31日以前で計算方法が異なりますのでご注意ください。

「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者が7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限が、翌年1月20日とされました。

従来は、特別な承認を受けた場合のみ1月20日が下期(7~12月分)の期限でした。この特別な承認が廃止され、平成24年7月1日以後に支払うべき給与等及び退職手当等に係る源泉徴収税額については、全て翌年1月20日に統一されました。

なお「納期の特例」の承認を受けていない源泉徴収義務者については、改正は無く、従来通り翌年1月10日が納期限です。

自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当の非課税限度額が変わりました。

自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当については、運賃相当額と距離比例額を超える場合に、運賃相当額までが非課税となる措置が廃止されました。

* 詳細につきましては、税務署及び商工会議所までお問い合わせ下さい。

平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告の方のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含みます。)について、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿の他、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	5年

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載されていますので、ご覧下さい。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。

当所会館改修工事資金へのご協力についての御礼とお願い

日頃は、当所運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、会員の皆さまには、今回実施いたしております当所会館改修工事につきまして、ご理解・ご協力を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

しかしながら、経年によります損傷も激しく、工事が進むにつれ補修箇所も増え工事期間が延びており、皆さまにはご不便をおかけし心苦しく思っております。

また、資金面につきましては、大変厳しい経済情勢の中、多くの皆さまに寄付のお申し出をいただいておりますが、目標といたしております額にあと少し届いておらず、引き続きのご協力をお願い申し上げます。寄付申込書等必要書類がお手元に見当たらない場合は、事務局にご連絡いただければお届けいたします。

改修工事資金への皆さまのご協力を重ねてお願い申し上げます。

中小企業省エネ「見える」化無料診断のご案内

- 概要** 経費節減のための省エネ手法やその手法による効果を知りたいといったニーズに応えるため、主要機器の消費電力・電力量を測定し、見える化することで改善案を提案します。
- 実施主体** 京都府地球温暖化防止活動推進センター
- 診断の対象** 京都府内に事業所を持つ中小企業等
- 診断の流れ**
 申込：申込方法は、下記を参照下さい。
 暫定診断：約2時間のインタビューと暫定診断により、本格診断の可否を判断します。
 本格診断：主要な機器に消費電力・電力量モニタ計測器を取り付け、現状を把握します。
 分析と改善提案：一定期間(1週間程度を数回)の後、モニタ計測器を持ち帰り、分析・診断した結果を基に、後日事業所を訪問し、改善案を提案します。
- 申込方法** 申込書に御記入の上、下記申込先までFAXかEメールでお送り下さい。
 なお、申込書は、ウェブサイト(<http://kcfca.or.jp/syoene/>)、市役所自立循環型経済社会推進室、宮津商工会議所で入手できます。
- 申込先** 京都府地球温暖化防止活動推進センター
 〒604-0965 京都市中京区柳馬場通二条上る六丁目283番4
 TEL：075-211-8895 FAX：075-211-8896
 Eメール：syoene@kcfca.or.jp
- その他** 診断の改善実績等は、京都府地球温暖化防止活動推進センターホームページ(<http://www.kcfca.or.jp/jigyou/kigyousyoene/>)を御覧下さい。

京都府最低賃金のお知らせ 京都府最低賃金を8円引き上げ

京都府最低賃金(地域別最低賃金)は現行時間額751円を8円引き上げ759円に平成24年10月14日より改正することとなっております。

京都府最低賃金	適用対象	現行金額	改正金額
時間額	京都府下の事業場で働くすべての労働者及びその使用者	751円	759円

京都府内の使用者は、この金額より低い金額で労働者(パートタイマー・アルバイト等を含む)を使用することはできません。

除外賃金

次の賃金は最低賃金に参入されません。
 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
 時間外・休日及び深夜手当
 臨時に支払われる賃金
 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

詳細は京都労働局労働基準部賃金室(☎075-241-3215)又は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。



平成24年度2月 施行予定の検定試験

	施行期日	申込受付期間
珠算検定試験 第197回(1~3級)	平成25年 2月10日(日)	平成24年12月3日(月) ~平成25年1月8日(火)
簿記検定試験 第133回(2~4級)	平成25年 2月24日(日)	平成25年1月8日(火) ~平成25年1月24日(木)

申込先 / 宮津商工会議所 TEL22-5131

*簿記検定試験につきましてはインターネットでもお申し込みができます。
 詳細及び申し込みは、当所ホームページをご覧ください。



年末・年始休館のお知らせ

12月28日(金) 仕事納め
 12月29日(土)

↓ 休館日

1月3日(木)
 1月4日(金) 仕事始め

ご不便をおかけしますが、
 よろしくお祈りいたします。